

社会福祉法人函館市社会福祉協議会
感染症の予防及びまん延の防止のための指針
(居宅介護支援・訪問介護・障害福祉サービス事業所共通)

当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を、次のとおり定める。

1 感染対策に関する基本的考え方

社会福祉法人函館市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会の事業所（以下「事業所」という。）において、感染症が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講ずるための体制を整備することにより、もって利用者の安全の確保を図るものとする。

2 感染対策のための委員会等に関する事項

- (1) 事業所内に感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染症対策委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、おおむね6月に1回以上の定期的開催（以下「定期委員会」とする。なお委員会は定期・適時ともに同一の主体が行い、構成員等は変わらない。
- (3) 委員会の構成員は7名とし、委員長と副委員長を各1名、互選により選出する。委員長は感染症対策の一連の措置を適切に実施するための担当者を兼任する。副委員長は委員長の業務を補佐し、委員長不在など緊急時には委員長の代役を務める。
委員会の議事録を作成する。
- (4) 感染症対策委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - ① 指針、マニュアル等の整備に関すること
 - ② 職員の研修及び訓練に関すること
 - ③ 感染症の発生時等の対応に関すること
 - ④ 感染症対策実施状況の把握及び評価に関すること
- (5) 感染症対策委員会の会議は、委員長が定期的に又は必要に応じてこれを招集し、その議長となる。
- (6) 委員長は、必要があると認めるときは、感染症対策委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- (7) 委員会は事業所に感染症対策担当者を置き、当該事業所の管理者が委員の中から指名する。
- (8) 委員会で協議し決定した事項は、事業所従業員全員に周知徹底する。

3 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練に関する基本方針

感染症対策を適切に行うために必要な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアを励行するため、研修及び訓練を実施する。

- (1) 新規採用職員研修 新規職員の採用時に感染対策の基礎となる研修を実施する。
 - (2) 定期研修 毎年1回以上の研修及び訓練を実施する。
- 研修の実施内容は、都度委員会において記録し保管する。

4 感染症が発生した場合等の対応方法に関する基本方針

厚生労働省並びには函館市等が発出した感染対策マニュアルに基づき、平常時の対策及び発生時の対応を実施する。また、感染症が発生した場合は、利用者の生命や身体に重大な影響が生じないように、利用者の保護及び安全の確保等を最優先し、このために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 平常時の対策

- ① 事業所内の衛生管理
- ② 日常のケアにかかる感染対策
- ③ 手洗いの基本
- ④ 消毒液の適正な使用
- ⑤ 早期発見のための日常の観察

(2) 発生時の対応

- ① 発生状況の把握と対応
- ② 感染拡大の防止
- ③ 関係機関との連携
- ④ 行政への報告

5 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

本会は、この指針を事業所に備え置き、これを一般の閲覧に供するものとする。
また、ホームページへの掲載により公表するものとする。

附則

本指針は、令和 6年 4月 1日より施行する。